



お知らせ

住民税申告受付窓口を開設

3月17日までに住民税の申告が出来なかった方はご利用下さい。

日時 7月16日(水)～18日(金)
午前8時30分～午後5時15分

申告に必要なもの ▽申告書▽25年分の源泉徴収票など昨年の収入金額がわかるもの(収入のある方)

荒川区都市計画審議会

日時 7月28日(月)午後2時30分～4時30分

会場 サンパール荒川第5・6集会室

議題
▽委員の委嘱について
▽建築基準法第51条ただし書きの

26年度荒川マイスターの候補者を募集

区では、高い技術を持ち後進の育成に力を注いでいる方を荒川マイスターとして表彰しています。

対象 ▽同一の職業に30年以上従事している、45歳以上の区内在

都市型軽費老人ホーム入居者募集

低料金で入居出来る高齢者の住まいです。部屋は4畳半程の個室で、食堂・風呂・トイレは共同です。スタッフが常駐し、日常生活の見守りや食事が受けられます(介護は付きません)。

対象 区内に1年以上居住し、住民票を有する60歳以上で、自立した日常生活を営むことに不安がある方

*身元保証人が得られる方に限る

利用料金 (1カ月) 約12万円

*所得に応じて異なります

各施設 ▽ほくと西尾久虹の家(西尾久8-13-9) ☎(5855) 7801
▽くつろぎの家(荒川1-28-6) ☎(3805) 0680
▽ケアハウス町屋(町屋1-38-20) ☎(5692) 5420
▽はなまるハウス南千住(南千住6-48-19) ☎(5615) 3718
▽ケアハウス西尾久(西尾久7-37-12) ☎(5692) 5611

問合せ 高齢者福祉課 ☎内線2674



介護保険料の減額制度の申請を

26年度介護保険料が特例第3段階または第3段階の方の保険料を、第2段階に減額する減額制度を実施しています。

対象 次のすべてを満たす方
①世帯の前年の収入が120万円以下(世帯員が2人以上の場合、1人増えるごとに50万円加算した額以下)
②世帯の預・貯金額の合計が、①の2分の1以下
③介護保険料を滞納していない

減額期間 原則として申請書を出した月(7月末までに申請の方は4月)～26年度末

持ち物 本人及び世帯全員の収入等が分かるもの(年金等が振り込まれている預・貯金通帳等)、印鑑

申請・問合せ 介護保険課(区役所2階) ☎内線2441

区職員(育児休業代替任期付職員)を募集

職種・採用予定数 事務、若干名

受験資格 日本国籍を有し、平成8年10月1日までに生まれた方

採用時期 10月以降

*任用期間は、6カ月～2年以内

選考期日 ▽第1次選考(作文・パソコン実技)：8月3日(日)
▽第2次選考(面接)：8月下旬

勤務日数等 原則として週5日

実施要項・申込書配布場所 区役所4階職員課・1階総合案内、各区区事務所・図書館、JOBコーナー町屋

*詳細は、実施要項または荒川区ホームページ(アドレスは1面下欄参照)をご覧ください

締切り 7月22日(火)消印有効

応募・問合せ 職員課(区役所4階) ☎内線2232

事業者をサポートします

●小規模事業者の設備投資を促進する補助金を創設
申込期間 27年1月30日(金)まで
対象 10年以上前から区内に本社がある小規模事業者(製造業は従業員20人以下、卸売・小売・サービス業は従業員5人以下)
*その他要件があります
対象経費 収益を得るために直接必要な、区内に設置する20万円以上(消費税抜き)の設備の購入・大規模修繕に要する経費
*事務用備品・パソコン・車両・建物等は、対象外
補助額 対象経費の4分の1(限度額100万円)

●区内中小企業の新製品・新技術の開発経費を補助
申込期間 9月30日(火)まで
対象期間 4月1日～28年3月31日
対象経費 新製品・新技術の開発に要する経費(材料・工具購入経費、賃借料、技術指導料等)
*審査を行い、補助の可否を決定
補助額 対象経費の2分の1(限度額200万円)

申込み・問合せ 経営支援課(区役所6階) ☎内線459

荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査にご協力を

区の施策をより充実させるため、区では荒川区民総幸福度(GAH)に取り組んでいます。皆さんの日々の生活や地域について感じていること等をアンケート調査します。対象者に調査票を送付します。

調査期間 8月5日(火)まで

対象 区内在住の20歳以上の方、4千人(無作為抽出)

回答方法 調査票に記入し、同封の返信用封筒で郵送、または荒川区ホームページ(アドレスは1面下欄参照)の電子申請で

問合せ 総務企画課 ☎内線2112

いきいきボランティアポイント制度説明会

区指定の介護保険施設等でボランティア活動を行うと、現金に交換出来るポイントが貯まる「いきいきボランティアポイント制度」の説明会です。制度の利用には、説明会で登録が必要です。前日までに申し込みをお願いします。

日時 7月24日(木)午前10時～正午

会場 区役所3階305会議室

対象 区内在住の65歳以上の方

申込み・問合せ 介護保険課(区役所2階) ☎内線2431

東京都育英資金奨学生

高等学校等在学中の授業料相当の奨学金を貸付する制度です。27年4月の高等学校等の進学前に、奨学生候補者を選考します。

対象 都内在住で、27年4月に高等学校または専修学校高等課程に進学を予定する中学3年生

貸付額 (月額)
▽国・公立：1万8千円
▽私立：3万5千円

応募方法 各中学校が定める期限までに、在学中の中学校から申込書を受け取り、提出

*荒川区奨学資金貸付金(10月募集予定)では、27年4月進学予定の方へ入学準備金を貸付します

問合せ 学務課 ☎内線3338

消費者相談室から「プロ向けファンド」を販売する業者にご注意

プロの投資家向けのファンドが、知識や経験の乏しい高齢者等に販売され、トラブルになっています。

●事例1
独り暮らしの母が「普通の投資信託よりもうかる」と勧誘され、匿名組合のファンドを購入した。内容が分からず、元本保証もなく、解約を申し出たが、運用期間中は出来ないと言われた。

●事例2
投資の勧誘電話があり、後日訪問され、利率10%の運用と言われ数千円投資した。数日後確認書が送られ匿名組合ファンドとあった。説明と異なる上、内容が分からず解約を申し出ると、1年以内の解約は、配当を含む50%の解約金が掛かると言われた。

●問題点
▼主にプロの投資家を相手に販売・運用されるファンドのため、契約前の書面交付義務等、一般投資家保護のための定めがない

▼運用する事業者は、金融庁に「登録」が義務付けられているが、プロ向けは簡単な「届出」でよい制度上、1人のプロの投資家がいたら、49人以下の一般投資家に販売出来る

▼アドバイス
▼取引内容が理解出来なければ契約しないようにしましょう
▼「必ずもうかる」「元本保証」などと勧誘する業者とは契約しないようにしましょう
▼金融庁に届け出ていると言っても、業者やファンドの信用が保証されている訳ではありません
▼「代わりに買って」「名義を貸して」などと持ちかける業者の勧誘は、断りましょう
▼疑問や不安を感じた場合は、事前に消費者相談室に相談して下さい。お金を払った後では、被害回復が難しくなります

消費者相談室(無料)
受付時間 月～金曜日、午前8時30分～午後4時30分
*正午～午後1時、土・日曜日、祝日等を除く

相談専用電話 ☎(5604) 7055

*秘密は厳守します

場所・問合せ 消費者相談室(区役所6階) ☎内線477

提出・問合せ 荒川税務署 ☎(3893) 0151

官公署

税に関する高校生の作文を募集
税に関する作文(800～1200字・税に関して思ったこと、考えたこと、体験したことなど)を募集します。優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

締切り 9月5日(金)

白鬚西ポンプ所施設見学会(無料)

日時 7月30日(水)午前10時～午後3時(雨天時は翌日に順延)

場所 東京都下水道局白鬚西ポンプ所(南千住8-17-13)

問合せ 東京都下水道局北部下水道事務所ポンプ施設課 ☎(5820) 4360